



**募集** 令和3年4月採用  
**八千代市職員**  
20万人の笑顔をつくる

**募集要項と申込用紙の入手方法**

(a)市役所職員課・支所・連絡所で配布、消防職は消防本部・各消防署でも配布、(b)市ホームページから入手、(c)郵便で請求。「募集要項請求」と朱書きした封筒に返信用封筒(角2。返信先を書き120円切手を貼付)を入れ、〒276-8501市役所職員課へ郵送。消防職は〒276-0046大和田新田186市消防本部消防総務課へ

**募集職種／人数**

■正規職員

- ①一般事務 大卒・短大卒・高卒程度／20名程度
- ②一般事務・有資格者(社会福祉主事・学芸員) 大卒程度／10名程度
- ③保育士 大卒・短大卒・高卒程度／10名程度
- ④土木職・建築職 大卒・短大卒・高卒程度／10名程度
- ⑤栄養士 大卒・短大卒程度／若干名
- ⑥保健師／若干名
- ⑦消防職(救急救命士) 大卒・短大卒程度／3名程度
- ⑧消防職(一般) 大卒・短大卒・高卒程度／9名程度

■育休代替任期付職員

- ①一般事務、②社会福祉主事、③保健師、④栄養士、⑤保育士

**受験資格**

■正規職員 ①～②／大卒…平成2年4月2日以降の生まれ。短大卒…平成4年4月2日以降の生まれ。高卒…平成6年4月2日以降の生まれ。③～⑤／大卒…昭和60年4月2日以降の生まれ。短大卒…昭和62年4月2日以降の生まれ。高卒…平成元年4月2日以降の生まれ。⑥／昭和60年4月2日以降の生まれ⑦／大卒…平成7年4月2日以降の生まれ。短大卒…平成9年4月2日以降の生まれ。⑧／大卒…平成7年4月2日以降の生まれ。短大卒…平成9年4月2日以降の生まれ。高卒…平成11年4月2日以降の生まれ。※大卒・短大卒・高卒は、卒業見込み・資格免許取得見込みを含む。救急救命士は、資格取得者のみ。

■育休代替任期付職員 平成15年4月1日以前に生まれた人 ※名簿登録期間は令和3年4月1日(予定)から3年間。任期付職員名簿登録試験に合格し、名簿登録された場合でも、職員の育休の取得状況によっては採用されないことがありますのでご了承ください。

**試験・申込期間**

1次試験 全職種9月20日(日)実施 ■正規職員 ①／ベーシックStyle(教養試験)かSPI 3 Style から選択(いずれも専門試験なし)。②～⑥／SPI 3 (④のみ専門試験あり)。⑦～⑧／教養試験・適性検査・作文 ■育休代替任期付職員 ①～⑤／SPI3 (専門試験なし) 申込書受付期間 8月3日(月)～17日(月)(⑦～⑧は7月15日(水)～8月17日(月))。詳しくは募集要項で確認を。

問い合わせ：職員課 ☎487-5111 (⑦～⑧は消防総務課 ☎459-7802)

**マイナポイント申込支援コーナーで  
予約や申し込みの方法をわかりやすく**

マイナポイントの予約や申し込みをしたいけれど、機器がない、方法がわからない人のために、マイナポイント申込支援コーナーを市役所新館1階ロビーに設置しています。あらかじめ登録したいキャッシュレス決済サービスを決めてからお越しください。市役所の申込支援コーナーへのお問い合わせは総務課へ。

日時：3年3月31日までの平日午前8時30分～午後5時

**マイナポイントとは？**

マイナンバーカードを持っていて、あらかじめ申し込んだ民間キャッシュレス決済サービスで9月1日以降に2万円分のチャージや買い物をすると最大5,000円(25%)分のポイントがもらえます。予約や申し込みはスマートフォン(公的個人認証サービス対応)かカードリーダー付きのパソコンから。郵便局や一部のコンビニ、スーパーなどに設置されている支援端末でもできます。お問い合わせは総務省マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178へ。

**政治家の寄附行為は禁止されています**

政治家が寄附をすることや、政治家に寄附をしてもらうように求めることは厳しく制限されています。

■政治家の寄附の禁止 政治家(公職の候補者、公職の候補者になろうとする人、現在公職にある人)が選挙区内の人に対して寄附をすることは、次の①～④を除き、その時期や名義に関わらず罰則を持って禁止されています。①政党や政治団体、またはその支部に対する寄附、②親族(配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族)に対する寄附、③選挙区内で行う政治教育集会に関する必要最小限度の実費補償、④本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典

③のうち食事や食料を提供することは罰則の対象になります。④に当てはまる場合でも、選挙に関して行われた場合や一般的な社交の程度を超えている場合には罰則の対象になります。また、政治家以外の人が政治家名義の寄附をすることも罰則の対象になります。

**禁止されている寄附の例**

- ・お中元やお歳暮を贈る
- ・開店祝いに花輪などを贈る
- ・祭りや地域の集まりなどに寄附金や酒などを贈る

■政治家に対する寄附の勧誘や要求の禁止 有権者が政治家に寄附の勧誘や要求をすることは禁止されています。政治家を脅して無理やり要求すること、当選や被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求すること、政治家名義の寄附を求めることは、罰則の対象になります。

■そのほかの禁止行為 選挙区内の人に対して、次のような行為も禁止されています。「政治家が役職員や構成員である団体・会社が政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附を行う(政党に対するものを除く)」「後援団体が寄附を行う」「時候のあいさつ状を出す(答礼のための自筆によるものを除く)」「あいさつを目的とする有料広告を掲載する」

そのほかの具体例は「選挙運動・政治活動Q&A」に掲載しています。市ホームページか右のコードから確認できます。  
(選挙管理委員会)



広告